

審査基準等作成においてご審議いただきたい主な事項

資料 8 補助対象施設及びその選定について

- ・部会による審査においては、申請者によるプレゼンテーションおよび部会委員によるヒアリングを行うが、採点も含めると、1施設あたり1時間は必要となる。したがって、たとえば30施設から応募があると、30時間の審議時間が必要となる。そのため、複数日の部会開催が必要になる。先の例の30時間の審議時間で考えると、1日当たり5時間としても6日必要であり、1日当たり3時間とすると10日必要となる。11月の1か月の間に、5人の委員全員の日程を10日間も確保するのは非常に困難である。したがって、応募者多数の場合は、5人の委員全員で審査を行うのではなく、出席できる3人の委員による審査を行い、審査最終日に5人の委員全員で確認し最終決定するということはいかがであろうか。

資料 10 応募資格、設置・運営の条件について（案）

- ・設置・運営の条件で「現在の設置場所で1年以上の運営実績があること」を条件としているが、安定した運営の面から見ると、もっと長い期間の運営実績が必要かどうか。もし、必要であるとした場合、何年とするのが適切か。
- ・設置・運営の条件で、集団保育の確保の観点から、「1年間の各月1日時点契約児童の平均で5人以上いること」としているが、適切な人数と考えてよいか。

資料 12 審査項目について（案）

資料 13 審査基準について（案）

- ・審査項目は、前半を「教育・保育にかかる基準」、後半を「安全・安心にかかる基準」として設定している。市長からは安全・安心を重視した基準を設定してほしいと言われているが、基準のバランスとしては適切であるか。
- ・採点しやすいように審査基準を50項目としたが、応募者側、審査側の両面からみて、項目数としては適切か。なお、認可外保育施設の現状として、多くの施設では、保育課程や保育計画が十分に整備されておらず、各種マニュアルについても未整備である。
- ・審査基準を満たす条件として、小規模保育事業等の公募を参考に「各審査項目で50%以上の点数を獲得し、かつ、全体で60点以上の点数を獲得する」としたが、この採点基準で「一定の教育の質」を認めるといえるのか。また、「一定の教育の質」とは施設がどのような状態であればよいのかについて教えていただきたい。